

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	真備町 尾崎・妹・服部の一部	令和4年3月25日	-

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	177.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	98.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	49.2ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	17.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.6ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

高齢化による農家の規模の縮小、離農者の増加が予想されるため、新たな農地の受け手となる担い手の確保が必要である。  
農地の面積が狭小、不整形、水路が未整備など、条件の悪い農地が多いため、担い手の規模拡大や集約化を阻害している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

将来にわたって維持すべき農地をゾーニングし、現在の耕作者が離農する際には中心経営体となる担い手、認定新規就農者への集約を図る。  
地域農業の維持のため、新規就農者の確保・育成を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地利用の意向把握

担い手以外が耕作する農地について、後継者の有無や今後の耕作意向を確認し地図化をすすめて将来的な農地利用の検討につなげる。

農地中間管理機構の有効活用

将来的な農地の集積・集約化を進めやすくするため、出し手・受け手ともに、原則として農地中間管理事業を活用した貸借を行う。

5 中心経営体

別紙のとおり